

平成29年度第5回技術委員会（準備書第1回審議）及び追加提出の意見に対する事業者の見解

資料1

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨
1	事業計画	梅崎委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の配置計画の例として、資料1の7枚目のスライドで全体の施設を示しているが、地下水に関連する内容で、建物の基礎のことを説明していただきたい。また、灰のストックヤードについても、地盤の掘削に関することでお聞きしたい。 関連して、沈砂池ということも出ましたが、排水についても、施設の中で処理されるのか。配置というのは大体わかっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 準備書の中には想定掘削深度をお示ししております、3～5m程度を想定しております。それが地下のスラブなどの掘削深になります。さらに杭部分が必要になってくるかと思いますが、これは事業者の提案によってどのようになるのかが決まるので、現時点でははっきり申し上げることはできません。また、灰のストックヤードのことですが、建屋の中にピット式またはバンカ式の形で飛灰、焼却灰あるいは不燃残さを貯留してそこからトラックに積み込むような計画になっています。詳しくは事業者の提案になります。 詳しい配置は決まっておりますが、基本的に排水は出さない方向で考えておりますので、一般論で言いますと地下ピットを作って汚水を溜めておいて、それを場内処理という形になるかと思えます。
2	事業計画	片谷委員長	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 受託する民間企業の提案を受けるといって計画になっており、この施設の配置に関しても、提案によって変動する可能性があるかと理解したが、それはどの程度の変動の可能性があるのか。今回出された準備書は今想定されている配置計画と施設の形状で予測評価されているはずなので、大きく計画が変わってしまうと予測評価の結果が異なるということになりかねない。 多少の変更が出てきても、変更届の範囲内で対処可能であると判断しているということか。 	<ul style="list-style-type: none"> 資料1の7枚目のスライドに例示しました配置計画に集約されることになるかと思いますが、搬入口が西側になることは決まっておりますので、建屋の配置は東側に寄ってくるというのは確定です。その他、ストックヤードと破碎施設は、お示した通り建屋と別れるのか、一緒になるのかという部分で騒音・振動の観点から変動が出てきます。しかしながら、破碎施設につきましては、南側の敷地境界に設定しております、これが建屋の中に取り込まれることを考えると、周囲への騒音・振動の影響は小さい方向に変動すると考えておりますので、この例示した配置が騒音・振動・低周波音につきましては、影響が最も大きいものになるだろうと考えております。また、煙突の配置につきましても、搬入口が決まっています、スロープが2階になりますので、北側に配置されることが想定されます。 そのとおりです。
3	事業計画	亀山委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料1の8、9枚目のスライドに施設の立面図があるが、この建屋がかなりごつい建屋となっている。この地域は松本方面から大町方面に行く観光ルートの直近に建つことになるので、かなりのインパクトがある。建物については、もう少し景観上の配慮を考えなおす必要が多分にある。(片谷委員長) ここに出ている立面図は箱型でかなりごつい形状だが、実際できるものはこれよりもスマートになるという想定をされているという意味か。 	<ul style="list-style-type: none"> DBOで私どもも設計から運営までということ想定しております。設計にはまだ入っていない段階ですから、真っ白な状態でもあります。委員長のおっしゃったとおり軽微な変更で済むかどうかというところは、敷地についてはこういうこと、入り口は西側に決まっている、それらを含めて、おおよそこういった想定の中で進んでいくという形になります。 その要素はあります。長辺についても短辺についても、この規模の施設の最大の数値で記載しておりますので、このような形になっています。
4	事業計画	佐藤委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> この地域は地下水が非常に高いですが、今までの洪水に対する災害履歴はないか。(片谷委員長) 今回の事業地が冠水したという災害もあるか。 近辺でもこれだけ水害が発生しているから、事業区域でも起こりうる。だけれどもプラットホームは2階になるから、3メートルぐらいの冠水には耐えられるということか。 	<ul style="list-style-type: none"> 準備書P4-10-3に過去の災害履歴をお示しております。ここには記録がしっかりしている近年の情報をお示しております。昭和36年から平成8年までのデータをそろえてお示し、実際に水害等の災害は起きております。 近年においては、事業地域が冠水したということはありません。近辺での水害です。 そのとおりです。P4-10-2にお示しておりますが、浸水想定区域として事業区域は2～5mとなっております。万が一水害が発生した時でも問題が起きないような計画としております。
5	事業計画	小澤委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終的には処理方式はどの時点で決まるのか。(片谷委員長) 時期はいつ頃ですか。 	<ul style="list-style-type: none"> 処理方式については、事業者の提案で進めています。事業者が決定した時点で処理方式が決まるということをご理解いただきたいと思います。 10月の初旬を予定しています。
6	事業計画	梅崎委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状の施設の解体はどうなるのか。それについては準備書に記載されているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物等の中には現施設の解体に関する記載はありません。準備書そのものについても、解体の時期は決定していません。最低でも新しい施設が稼働するまでは現施設が動きまわりますので、事業としては別となります。
7	事業計画	陸委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 方法書段階から事業が変更されているが、この変更によって、新たに加わった調査や評価項目での変更があれば教えていただきたい。 交通量が変わらないというのは、方法書段階では不燃物処理施設の交通量も加味して検討していたということか。 	<ul style="list-style-type: none"> P0-2に事業計画についての主な変更点を記載しております。ごみ処理施設であったところに不燃物処理施設が加わっております。それからP3-3に事業計画の変更による評価項目等の変更が記載されています。ごみ搬入車両の通行についてですが、今とほぼ変わらないということで、大気質の予測は定性的な予測としております。それから水質については排水水質については調査に関する調査は削除しております。景観につきましては、御指摘がありましたので、代表的な調査地点は追加しております。 そのとおりです。
8	騒音 振動 低周波音	塩田委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各表について、別紙のように表示すると理解しやすい。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> 騒音については資料1-1のとおり、振動については資料1-2のとおり、低周波音については資料1-3に示すように記述を修正します。 別紙で修正指示をいただいたもののうち、表4.2.13、表4.2.24、表4.3.11及び表4.3.22については修正内容の意図を補足しましたので、資料1-4を参照ください。

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨
9	騒音 振動 低周波音	塩田委員	【第1回審議追加意見】 ・用語が錯綜していて、理解しにくいことから、簡潔に記載すること。 ・新たな用語を利用する場合には、用語の意味や内容を記載すること。 ・地盤の卓越振動数を測定しているが、その結果は、どこに利用されているのか。 ・コピペをしているのであれば、記載後、しっかり再読すること。	【事後回答】 ・意見No.9で示していただいた別紙を参考に各表の中の用語を修正します。修正内容については、意見No.9に対する事後回答を参照ください。 ・用語等を修正する箇所については、資料1-1～1-3)を参照ください。 ・地盤卓越振動数の調査結果は、工事関係車両の走行に伴う振動の予測に使用しており、準備書P4-3-10に示した予測式の地盤卓越振動数の補正值 αf に反映しています。準備書P4-3-7に示した調査結果から地盤卓越振動数 f を26Hzとし、 $f \geq 8\text{Hz}$ の場合の補正值 $\alpha f (-17.3\log_{10}f)$ を使用しています。 ・記載後、十分に確認するようにいたします。
10	騒音	塩田委員	【第1回審議追加意見】 ・準備書P4.2.6の表4.2.4について、特定騒音No.1, No.2の音源は、自動車のみか。	【事後回答】 特定騒音No.1及びNo.2における測定は、現況における騒音の影響を把握するために実施したものであり、特定の音源を対象とせずに実施しました。測定した騒音の値には、現施設の影響が含まれておりますが、自動車や現有施設の構内放送による騒音の影響は演算処理の段階で除外しております。
11	騒音	塩田委員	【第1回審議追加意見】 ・準備書P4.2.6の表4.2.5(1)、(2)における音源は何か。	【事後回答】 表4.2.4では等価騒音レベルの値を、表4.2.5(1)、(2)には時間率騒音レベルの値を掲載しております。音源については、意見10の事後回答を参照ください。
12	騒音	塩田委員	【第1回審議追加意見】 ・準備書P4-2-16、30において、現況騒音レベルが、環境基準を超えているから、環境保全に関する目標値を現況騒音レベルと同じにすることはできない。同じにすることは、現況騒音レベルと工事関係車両レベルがdB合成されると73dBとなり、環境保全目標値を超えることになる。したがって、72dB以下とするためには、工事関係車両及びごみ搬入車両等の騒音レベルは、62dB以下にする必要がある。再度、検討すること。	【事後回答】 （環境保全目標について） ・「道路騒音B」では現況で環境基準を超過しているため、「環境保全に関する目標」は環境基準とせず、現況を悪化させないことを目標に、現況の騒音レベルと同じ72dBを環境保全に関する目標として設定しております。 （工事関係車両の走行に伴う騒音の影響について） ・資料1-4に示すように、道路交通騒音は、将来の交通量を設定し、それを用いて準備書P4-2-13に示す予測式により予測を行っています。現況の騒音レベルに、将来の交通量の増加分の騒音レベルを足し合わせたものではありません。 「一般車両」と「一般車両+工事関係車両」の騒音レベルの予測結果は、それぞれ72.3dB、72.4dBとなっており、工事関係車両による騒音レベルの増加は0.1dBにとどまっております。 （ごみ搬入車両等の走行に伴う騒音の影響について） ・ごみの搬入ルートはかわらず、搬入車両の通行台数は現在と同程度かやや減少する見込みであることから、定性的な予測を行い、予測値は現況と同程度と考えられるため72dBとしております。
13	騒音	塩田委員	【第1回審議追加意見】 ・準備書P4-2-34の表4.2.29について、吸音率に記載されている「材質の吸音率」の表現が誤っている。一般には、小数点で表現するので、例えば、1000Hzで60のことは、0.6となる。以下、「材質の吸音率」を修正すること。 ・参照している「騒音制御工学ハンドブック」の頁数を記載すること。	【事後回答】 ・ご指摘のとおり評価書では資料1-5のように修正いたします。 ・「騒音制御工学ハンドブック」のページ数は以下のとおりです。なお、表4.2.29中の「ガラスウール吸音ボード：「騒音制御工学ハンドブック」（昭和55年、技報堂出版）に記載のデータです。表4.2.29の出典に追加いたします。 コンクリート及びALC100mm：「騒音制御工学ハンドブック」（平成13年、技報堂出版）のP28 グラウウール吸音ボード：「騒音制御工学ハンドブック」（昭和55年、技報堂出版）のP609
14	騒音	塩田委員	【第1回審議追加意見】 ・準備書P4-2-34の表4.2.30の等価損失は、誤字なので、「透過損失」と訂正すること。 ・周波数別等価損失（dB(A)）は、誤りなので、周波数別透過損失（dB）のように修正すること	【事後回答】 ・ご指摘のとおり評価書では資料1-5のように記述を修正いたします。
15	騒音	塩田委員	【第1回審議追加意見】 ・準備書P4-2-35に蒸気復水器は、防音壁の設置等の防音対策による低減を見込んで15dBを減じるとしているが、防音壁などの対策機器毎の減衰見込み量を示すこと。	【事後回答】 ・蒸気復水器は空冷式の採用を想定しましたが、安全側の予測として屋上部分に単純に配置する想定では、敷地境界における施設の保証値（公害防止基準）を満たさないため、何らかの防音対策をとるものとして、15dBを減じるものとしました。 ・具体的な防音対策としては、防音壁の他にはケーシングの補強やラギングが採用されるものと想定されます。ケーシングの補強やラギングによる減衰量を予測する一般的な予測式がないため減衰量は示していません。また、水冷式の蒸気復水器が採用される可能性も想定されます。
16	騒音	塩田委員	【第1回審議追加意見】 ・準備書P4-2-43の表4.2.35の騒音に係る規制基準に関する「環境保全に関する目標」と準備書P4-2-44の表4.2.36の「環境保全に関する目標」の数値が異なっているが、表4.2.35の騒音に係る規制基準に関する「環境保全に関する目標」の数値が高すぎるのではないかと。また、表4.2.36の「環境保全に関する目標」は、規制基準ではないかと。	【事後回答】 ・対象事業実施区域は「安曇野市公害防止条例」の「その他地域」に該当するため、環境保全に関する目標は同条例の規制基準とします。表4.2.36の記載が正しく、表4.2.35を評価書では資料1-6のように修正いたします。
17	振動	塩田委員	【第1回審議追加意見】 ・準備書P4-3-21の「ごみ搬入車両等の走行に伴う大気質の予測手順・・・」は、「ごみ搬入車両等の走行に伴う道路交通振動の予測手順・・・」ではないかと。	【事後回答】 ・ご指摘のとおり振動の誤りです。評価書では記述を修正します。

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨
18	低周波音	塩田委員	【第1回審議追加意見】 ・準備書P4-4-3の表4.4.4(1)から(4)の音源は何か。例えば、騒音源と同じ(表4.2.3)：総合騒音、特定騒音の音源を測定しているのであれば、そのように記載すること。	【事後回答】 ・低周波音の測定は、現況における低周波音の状況を把握するために実施したものであり、特定の音源を対象とせず、「総合騒音」と同様に実施しました。評価書では資料1-3に示すように評価書P4-7-5に記述を追加します。
19	低周波音	塩田委員	【第1回審議追加意見】 ・準備書P4-4-4の「低周波音圧レベル(1~80Hz)の1/3オクターブバンド別平均特性音圧レベルの調査結果・・・」は、「低周波音圧レベル(1~80Hz)は、1/3オクターブバンド音圧レベル(Z特性)の平均した値の調査結果・・・」の表現が良い。1/3オクターブバンド別平均特性音圧レベルという用語は正しくない。 ・準備書P4-4-4の「20Hz以下の超低周波では、・・・」は、「20Hz以下の超低周波音では、・・・」に修正すること。	【事後回答】 ・ご指摘のとおり評価書では資料1-3のように記述を修正します。
20	低周波音	塩田委員	【第1回審議追加意見】 ・準備書P4-4-4、5の図4.4.2(1)と(2)において、低周波音調査結果(1/3オクターブバンド音圧レベル(Z特性))と修正すること	【事後回答】 ・ご指摘のとおり評価書では資料1-3のように記述を修正します。
21	低周波音	塩田委員	【第1回審議追加意見】 ・準備書P4-4-8の図4.4.4を説明する文章を記載すること。	【事後回答】 ・ご指摘のとおり評価書では資料1-3のように記述を修正します。
22	低周波音	塩田委員	【第1回審議追加意見】 ・「PWL：発生源の低周波音レベル」ではなく、「PWL：発生源の音響パワーレベル」であることから、訂正すること。また、発生源の音響パワーレベルを表示すること。	【事後回答】 ・ご指摘のとおり評価書では資料1-3のように記述を修正します。
23	低周波音	塩田委員	【第1回審議追加意見】 ・準備書P4.4.11の表4.4.10及び11において、(施設・・・低周波；・・・)は、(施設・・・低周波音；・・・)に訂正すること。	【事後回答】 ・ご指摘のとおり評価書では資料1-3のように記述を修正します。
24	水象	鈴木委員	【第1回審議追加意見】 ・地下水水位が高いことから、地下室を作らず地上建屋のみとする施設計画は妥当な案であると思う。ただ、無降雨日に、地下水水位が明瞭な日変化を示すことは、当該地域において良好な蒸発散が起こっていることを示すものである。この日変化を地下水の使用によると解釈すべきではない。7/17未明にも連続して地下水の使用がなされていても地下水水位が復帰していることから明瞭である。日中の蒸発散による低下と夜間の復帰による地下水水位の変動は、良好な水循環や植生の維持、土層の嫌氣的状態を定常化させないためにも重要なことである。このことから、事業後も地下への水の浸透や蒸発散が良好になされるような施設計画・工事計画を策定されるようお願いしたい。	【事後回答】 ・地下水の日変化については、蒸発散の影響に関する認識は持っていませんでした。いただいたご指摘を踏まえ、評価書では調査結果の記述を資料1-7のように修正します。 ・対象事業実施区域内の雨水排水は、地下浸透を原則として設計を行う計画です。また、緑地は敷地面積に対して最低でも20%以上とし、蒸発散や地下浸透を妨げないように配慮して施設計画、工事計画を行います。
25	地形地質	大窪委員	【第1回審議】 ・P2-3-15に活断層について記載されていますが、その結果がどう評価されたのかを説明いただきたいです。	【事後回答】 ・P2-3-15では、対象事業実施区域の北西側と南東側に「活断層であると推定されるもの」が示されていますが、対象事業実施区域やその北側、東側には示されていません。また、P2-3-11に掲載した「長野県デジタル地質図2015」にも同様に「存在が推定される」断層の線が示されていますが、これらは高瀬川左岸側及び犀川右岸側の台地や段丘(P2-3-8地形分類図参照)に沿っています。対象事業実施区域とは概ね800m程度離れています。 ・対象事業の実施による、土地の安定性に対する影響はないものと評価しています。
26	動物	中村雅彦委員	【第1回審議追加意見】 ・準備書の4-12-24のハヤブサの直接的影響について、生息状況調査から対象事業実施区域外で繁殖していると推定したため工事による直接的影響はないと判断したと思うが、非繁殖期である冬から春にかけてハヤブサは、ほぼ毎日煙突を利用していることが生息状況調査により明らかになっている。非繁殖期に煙突は、ハヤブサにとって餌を食べる場所(採食場所)、休息、ねぐら、見張り場として機能しているので、工事による直接的影響はあると判断できる。渡り鳥、漂鳥では繁殖地の保全はもちろんだが、越冬地の保全が重要なことは当たり前となっており、その観点から直接的影響はあると考えた方がよい。	【事後回答】 ・ハヤブサの保全に関しては、越冬地の保全が重要であることは認識しており、特に人工構造物の利用に対しては影響が生じる可能性があると考えています。 ・工事中の直接的影響は、土地造成や樹木の伐採、建築物の解体などにより、繁殖場所や休息場所そのものが失われるか、または変化するような、工事により意図して生じる変化が及ぼす影響として整理しています。ハヤブサが利用している人工構造物やその周辺の構造物は、工事による改変を受けず、工事中もそのまま残ることから、工事による直接的影響はないとしたものです。 ・人工構造物のハヤブサの利用に対しては、工事に伴う騒音や振動、人の出入りなど、工事により生じる非意図的状況が影響を及ぼす可能性があるため、これらは間接的影響として記述しています。
27	動物	中村雅彦委員	【第1回審議追加意見】 ・準備書の資1-62について、メダカの目はメダカ目ではなくダツ目。文献調査を再度行い確認すること。かなり古い文献ではメダカ目になっている可能性がある。	【事後回答】 ・準備書P2-3-24の表2.3.5(5)及び資1-6-2の魚類リストについて、メダカの目に誤りがありましたので、評価書ではダツ目に修正します。記述の誤りであり、調査した文献自体は古いものではありません。